

にんようせい

妊孕性温存治療に対する助成制度のご案内

吉田町では、将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA（思春期・若年）世代のがん等の治療をされる方に対して、妊孕性温存治療に必要な費用の一部を助成し、将来に希望をもってがん治療に取り組んでいただけるよう支援します。

治療方法等が静岡県の実施する事業「静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業」に当てはまる場合には、町の助成制度との併用が可能です。詳しくは、健康づくり課にお問い合わせいただくか、県ホームページ（<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/cancer/ninyousei.html>）をご覧ください

助成の対象者

下記①から③の項目すべてに該当に該当する方

（温存後生殖補助医療の場合は、①から⑤の項目すべてに該当に該当する方）

- ① 申請の日において吉田町内に住所を有する方
- ② 妊孕性温存治療の凍結保存時に（温存後生殖補助医療の場合は治療初日）おける年齢が43歳未満の方
- ③ 静岡県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患の担当医師により、妊孕性温存治療に伴う影響について評価を行った結果、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- ④ 法律上婚姻または事実婚の夫婦
- ⑤ 夫婦のいずれかが妊孕性温存治療を受けた場合であって、温存後生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方

助成上限額・回数

区分	妊孕性温存治療の内容	上限額／回	1人あたりの助成限度回数
県事業を併用する場合の妊孕性温存治療	胚（受精卵）凍結保存	5万円	1人につき 2回※5
	未受精卵子凍結保存	20万円	
県事業を併用しない場合の妊孕性温存治療	精子凍結保存	2万5千円	
	精巣内精子採取術による精子凍結保存	35万円	
	胚（受精卵）、未受精卵子又は卵巣組織凍結保存	40万円	1人につき 6回 (40歳以上の方は3回)
温存後生殖補助医療	凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円	
	凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	25万円※1	
	凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円※1～4	
	凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円※1～4	

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合若しくは排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

※5 静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業を含む（町事業との併用する場合、併せて1回と換算する）

- 入院費、入院中の食事代など治療に直接関係ない費用や、凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合には、それまでに要した費用を申請できます。

申請期限

妊孕性温存治療にかかる費用の支払日の属する年度の末日（3月31日）まで

申請に必要な書類など

申請に必要な書類は、該当する制度によって異なります。

申請を希望される方は、事前に健康づくり課までお問い合わせください。

【妊孕性温存治療】

- ① 吉田町がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 吉田町がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付申請に関する証明書（様式第2号及び様式第3号）
※ただし、県事業を併用される方は(2)の書類の写しがあれば、提出不要となります。
- ③ 妊孕性温存治療に係る領収書
- ④ 申請者名義の通帳またはキャッシュカード

【温存後生殖補助医療】

- ① 吉田町がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付申請書（様式第4号）
- ② 吉田町がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付申請に関する証明書（様式第5号）
※ただし、県事業を併用される方は(4)の書類の写しがあれば、提出不要となります。
- ③ 婚姻関係を証明する書類（戸籍謄本等）
※「吉田町妊孕性温存治療費等助成事業に関する同意書」により、町で戸籍の確認ができる場合には、省略できる場合もあります。
事実婚の方で申請される場合は、お問い合わせください。
- ④ 温存後生殖補助医療に係る領収書
- ⑤ 申請者名義の通帳またはキャッシュカード

◎県事業を併用される場合は、下記の申請書類が必要です。

【妊孕性温存療法】

- (1) 静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業費助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る証明書（様式第2号及び様式第3号）

【温存後生殖補助医療】

- (3) 静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業費助成金交付申請書（様式第5号）
- (4) 静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る証明書（様式第6号）
- (5) 申立書（様式第7号）※事実婚の場合のみ

【共通】

- (6) 請求書（様式4号）

【申請書提出場所 及び お問い合わせ先】

吉田町保健センター（健康づくり課 健康推進部門）
住 所：吉田町住吉 1567 番地
電 話：0548-32-7000
受付時間：平日（年末年始を除く）8時15分～17時